

## 4. フランス

### 1. 大学の法的位置づけ

#### (1) フランスにおける大学の法的地位

一般的に、フランスにおける大学 (*université*) はすべて国立である。

しかし、法的には、日本においては国立大学は「国」が自ら設置するものであり、国という法的主体に含まれているのに対して、フランスにおいては、公施設法人 (*établissement public*) という独立した法的主体を有している。

国立大学以外にも、一部の宗教系など私立の大学相当の機関があるが、これらは厳密な意味の大学ではなく、学位授与権を与えられていない。(国立大学と連携することによって、学生は国立大学から学位の授与を受けることができるようになっている。*établissement universitaire privé* と呼ばれるもの。)

#### (2) 公施設法人とは

公施設法人 (*établissement public*) とは、「公役務の任務を負う公法上の法人」と定義づけられるものであり、フランス行政法学の歴史的展開の中で形成された法概念である。公施設法人は、特定の公役務を行うために設立された公の法人ということになる。

この公施設法人には、美術アカデミー、国立図書館、歴史的建造物基金、大学、国立行政学院 (ENA)、陸軍理工科学校 (エコール・ポリテクニーク)、美術館、国立劇場等が含まれている。

大学がこの公施設法人であることについては、1984年1月26日付高等教育法第12条において、大学は「学術的・文化的・専門的性格を持つ公施設法人 (*établissement public à caractère scientifique, culturel et professionnel*)」であると規定されることを根拠としている。

公施設法人は、一定の範囲で公権力的行政作用を行う一方、国ないし地方公共団体による行政上の後見監督 (*tutelle*) に服している。(しかし、一方で公施設法人の多様化に伴い近年多数設立された商工業的公役務 (*service public industriel et commercial*) に関する公施設法人 (例: フランス電力、フランス国鉄等) などは、組織法上は公法上の法人として位置づけられながらも、現実には、その業務の性格から、私法の規律に従うことが多くなっている。)

それぞれの公施設法人の事業の範囲やその性格等については、それぞれの根拠法により規定されることとなっており、いわゆる「公施設法人通則法」というようなものは存在していない。したがって、公施設法人であることから必然的に受けることができる特典や服さなければならぬ義務が生じるものではなく、それらは個別の根拠法の規定によることになる。

### (3) 大学が公施設法人であることの意義

一般に、公施設法人であることの意義は、国家や地方政府とは分離された一つの法主体として別個の法人格を持つことであり、さらに、それに由来する行政的・財政的自律性を持つことである。よって、公施設法人には、国や地方政府の一般予算から分離された特別の予算が組まれることとされている。その収入は、贈与、借入金、手数料等で構成され、その反面、歳入不足の場合には補助金が支出されることとなる。

大学が公施設法人であることの意義は、まさに大学の使命を実現するための行政的・財政的自律性を確保することであり、19世紀末の法人格付与の意味もそこにあったと考えられる。実際、1897年においては、全大学の予算財源の56%までが大学の固有財源であった。

ところが、近年、高等教育を受ける人口の著しい増大を背景に、公教育の無償原則（すなわち授業料を徴収しない。）から生じる財政的自律の危機が現出している。

国からの補助金につき、1984年高等教育法では、その第20条第1項で「学術的・文化的・専門的性格を持つ公施設法人（である大学）は、法人格を有し、教育的・学術的・行政的・財政的自治を持つ国家施設である」と規定したほか、同条第5項で国の補助の在り方として、従来の教員、学生、職員あたりの補助金に加えて、大学評価に基づく相互契約による補助の方法を規定した。

Art. 20. - Les établissements publics à caractère scientifique, culturel et professionnel sont des établissements nationaux d'enseignement supérieur et de recherche jouissant de la personnalité morale et de l'autonomie pédagogique et scientifique, administrative et financière.

（中略）

Leurs activités de formation, de recherche et de documentation peuvent faire l'objet de contrats d'établissement pluriannuels dans le cadre de la carte des formations supérieures définie à l'article 19. Ces contrats fixent certaines obligations des établissements et prévoient les moyens et emplois correspondants pouvant être mis à leur disposition par l'Etat. L'attribution de ces moyens s'effectue annuellement dans les limites prévues par la loi de finances. Les établissements rendent compte périodiquement de l'exécution de leurs engagements; leurs rapports sont soumis au comité national d'évaluation prévu à l'article 65.

この後、例えば、1986年には、各大学の個別化を推進しようとする法案の提出も行われ、その中で、大学の登録料についての各大学の裁量の余地の拡大も企図されたが、憲法評議院において違憲の判断がされたことから廃案となり、さらに1993年にも「学生の必要性や社会・経済界の現実により良く適合した新しい手段の導入等、大学財政の運用の自由化をもたらす」として、法の「適用除外」による地方政府、私企業との協働を推進しようとした法案の提出もあった（これも廃案）。

これらの、いわば大学の自治権の拡大（少なくとも大学の自由裁量の拡大）につながるとされるいくつかの動きに対しては、大学の側から、国による財政支援が失われるのではないかという思惑から、反対の声が挙がっていたものと見られる。

## 2. 大学・法人の管理機関

大学の主な内部管理組織は、学長及び三つの評議会である。

### ① 学長

大学の管理運営に関する最高責任者は学長 (*président de l'université*) である。学長は、大学を *dirige* (経営、指揮、指導、等) するとされ、三つの評議会の委員による投票によって選出される。学長に選出されるためには、この投票において有効投票数の過半数を取得することが必要である。

学長に就任できるための要件は、フランス国籍を有していること、大学において常勤の教員であることの二つである。学長の任期は 5 年間で、延長は認められない。(但し、任期終了後 5 年を過ぎた場合には、再度就任することはできる。)

### ② 評議会

1984 年高等教育法において規定されている大学に置かなければならない合議制の機関としては、以下の 3 つの評議会がある。しかし、管理評議会以外の 2 つの評議会は一般的にあまり活動しておらず、管理評議会が実質的には、かつての大学評議会 (*conseil d'université*) としての機能を果たしているといえる。

#### 1 管理評議会 (conseil d'administration)

法律上は、この管理評議会は協議機関として位置づけられているが、実際上は学内の最高議決機関として機能している。

この管理評議会は、大学の運営に関する諸問題について協議したり、国民教育省との間で取り交わされる協定の内容について議決することとされている。また、予算及び決算の決定、職員配置、学長が学外の機関と締結した協定の承認、教育研究コースの新設、借入金・寄附金・不動産等財産の取得の決定、教職員及び学生に対する懲戒処分の決定、などをその職務としている。

この管理評議会は、30 名から 60 名の委員により構成され、その委員構成は、教員代表が 40 ~45%，学外有識者代表が 20~30%，学生代表が 20~25%，事務系及び技術系職員代表が 10~15% となっている。

学外有識者を除く他の委員は、それぞれのグループ毎の選挙によって選出され、任期は 4 年(学生代表のみ 2 年) となっている。教員代表の半数以上は教授で占められることとなっている。学外有識者代表は、地方公共団体、企業経営者団体、労働組合、経済団体、学術・文化団体等から選出され、その任命方法や委員数の配分などは政令によって定められることとなっている。

#### 2 学術評議会 (conseil scientifique)

学術評議会は、大学における研究活動に関する方針、研究費の配分等について協議し、その結果を管理評議会に提言するための機関である。

学術評議会は20～40名の委員により構成され、その内訳は、教員代表が60～80%，第三期課程（日本の大学院に相当する課程）の学生の代表が7.5～12.5%，学外有識者の代表が10～30%となっている。

このうち、教員代表の半数以上は教授のうちから選出され、また学外有識者は当該大学以外の所属であれば教員又は研究者であってもかまわないとされている。

### 3 教育・大学生活評議会 (conseil des études et de la vie universitaire)

教育・大学生活評議会は、学内の教育及び継続教育の方針について提言するほか、教育研究コースの新設等についても審議する。また、学生の就職支援対策、学生の文化・スポーツ・社会活動の支援、生活及び学習条件の改善のための対策を検討する。

この教育・大学生活評議会は、20～40名の委員により構成され、その内訳は、教員と学生の代表が合わせて75～80%（それぞれ半数を占める。）、事務系技術系の職員の代表が10～15%，学外の有識者の代表が10～15%となっている。

## 3. 大学の内部組織と管理運営システム（大学の意思決定システム）

大学の管理運営のシステムは、概説すれば、執行機関としての学長と、議決承認機関としての管理評議会により機能しているということが出来る。法律上の学内内部管理機関である学長や各評議会の職務・権能については、1984年高等教育法に規定されているところに従うこととされているが、一方でその他の内部組織については具体的な規定は置かれておらず、大学に裁量を与えているものと考えられる。実際に、内部組織は大学によって（又は学長によって）それぞれ異なっており、学長の強力なリーダーシップのもとに運営されているものや、学部（UFR）組織を中心に学部自治的に運営されているものなどがある。

具体的な学内意思決定の在り方としては、大学の将来計画である全学計画を策定する過程において、各大学がどのようなメンバーがそれに関与したかにより、垣間見ることが出来るが、それによれば、小規模な機関の場合には学長のみというものから、学長の他、事務局長と経理部長というもののや、副学長がメンバーとなっているもの、主な組織の代表者によるもの、学部（UFR）長によるもの、またこれが一番多いのであるがこれらの複合型であるもの、などとなっている。

個々の大学教員が大学全体の意思決定に参画する手段としては、管理評議会を通じるもののが一般的であり、すべての大学教員が参加する教授会のようなものは制度上は位置づけられていないと見られるが、上記の全学計画の策定過程においては、それぞれの学部やそれ以下の組織毎に作業グループが置かれ、より大きな作業グループの意思決定に参加するというようなプロセスがとられた大学も存在している。

## 4. 国の大学政策の策定と実行のシステム

### (1) 現在のフランスの政治体制と教育政策の大綱

1997年5月から6月にかけてのフランス国民議会（下院に相当）総選挙において左派連合（社会党、共産党、急進社会党、市民運動、緑の党）が過半数を獲得し、社会党第一書記であったジョスパン氏が首相に指名され、6月4日にジョスパン内閣が発足した。

このジョスパン内閣の発足により、省庁の改編が行われ、現在のところ教育を担当する省としては「国民教育研究技術省（Ministère de l'Education nationale, de la Recherche et de la Technologie）」が置かれている（単に国民教育省と呼ばれることが多い）。この国民教育研究技術大臣には、クロード・アレーグル氏が就任、また国民教育研究技術大臣付きの学校教育担当大臣にセゴレヌ・ロワイヤル氏が就任している。

ジョスパン首相は、就任後の国民議会における施政方針演説において、教育分野では次のような協約（政策の柱）に沿って改革を進めていくことを表明した。

① 共和国の協約（総合的・理念的な政策の方向性を示すものであり、フランス革命以来の、市民の自由・平等・博愛に基づく共和国理念を再確認しつつ、民主主義の現代化を図ることを主張する。）

- 共和国の価値観を守るための公民教育の充実
- 学校における暴力事件の撲滅

② 発展と連帯の協約（個別事項の具体的な方策を示すものであり、経済発展・成長と同時に国民の間の連携を強め、国民間の不平等を解消することを主張する。）

- 教育のプライオリティの回復
  - ・就学児童生徒のいる低所得家庭に支給される「新学期手当」の増額等により、経済的理由から学校で昼食をとることができない児童生徒の解消を図る。
  - ・優先教育地区（ZEPと呼ばれる留年や中退率の高い地区）の教育強化
  - ・大学の設備面での充実を通じた教育環境の改善

アレーグル国民教育大臣は、ジョスパン首相の施政方針演説を受け、左派連合政府の教育政策方針を発表したが、高等教育分野においては主に「西暦2000年の大学（Universités 2000）」計画をもとにした改革のほか、成人・継続教育の促進や高等教育教員数の増加があげられている。

#### 「西暦2000年の大学（Universités 2000）」計画

学生の立場に立ち、学生寮や教育施設の充実に重点を置いた「西暦2000年の大学」計画を推進する。この一環として、1997年度から奨学金の大幅な増額を措置することとする。

この「西暦2000年の大学」計画は、1980年代末に当時の社会党政権（ジョスパン国民教育

大臣)が打ち出したもので、大学の大衆化の進展に対応して1991年～1995年に320億フラン(2000年2月現在、1フラン=約16円)を投じて大学の新設、設備の充実、学生生活の援助拡大を図った。

## (2) アタリ・レポート

1998年5月には、高等教育改革に関する国民教育大臣の諮問委員会(座長：ジャック・アタリ元ミッテラン大統領特別顧問)がアレーグル国民教育大臣に提出した、「高等教育の欧洲モデル構築に向けて」と題する報告書が公表された(いわゆる「アタリ・レポート」)。アレーグル大臣は、「21世紀に向けて急速に変化する社会に対応してフランスが高い経済競争力を築いて行くに際して、その中心的役割を担う高等教育が時代の変化に即応しなくてはならない」との認識に基づき、高等教育の問題点の明確化とその改革のための施策について、1997年7月にアタリ氏に諮問を行っていたものである。

報告書では、高等教育を通じた国民の教育・職業資格水準の引き上げが不可欠であるとし、今後の高等教育の役割を、「エリート養成ではなく、すべての学生(出身の階層や地域等を問わず)が平等に各人の可能性を見出し、各人の個性に応じた卒業後の社会生活に必要な知識・技術を十分に習得するための場を提供することである」と強調している。また、「長期的には、EU(欧洲連合)統合の進展に鑑み、現在は各国がそれぞれに定めている教育制度に代わる、EUの共通モデルをフランスがイニシアティブをとって提示するべく、改革を進めて行くべきである」としている。

学生の取得資格水準の向上と進路選択の幅の拡大を中心内容とする、同報告書の具体的な改革提言としては、以下のような点が挙げられている。

### ① 大学の教育課程区分改革

大学の教育課程区分について現行の標準年限「3-4-8」制(リサンス取得に入學後3年、メトリー取得に同通算4年、博士取得に同通算8年)を「3-5-8」制に改めて、この「3-5-8」制を、高等教育の基本的教育課程区分とする。

リサンスに関しては、現行の制度においては大学2年修了時に取得する大学一般教育修了証(DEUG)の取得がリサンス取得課程(大学第3学年)への進級要件となっているが、DEUGは3年以内に取得しない場合退学になるという期限が設けられていることから時間にゆとりがなく、リサンス取得に至る学生は大学入学者の半数に満たない。そこで、DEUGまでの在学期限を廃止し、リサンス取得に至る学生の比率を飛躍的に高める。

この改革により、フランス国民の教育水準の底上げを達成するとともに、他のEU諸国に一般に見られる学位取得課程の年限一致を目指す。

## ② 「拠点大学地区」の設置

フランス全土を 8 つの「拠点大学地区」(Pôles Universitaires Provinciaux : PUP) と称する地理的区分に分ける。各 PUP は、地区内に設置されているすべての高等教育機関からなる、一つの有機的な高等教育機関のネットワークを形成する。個々の機関は研究教育及び施設設備の管理運営の自治を確保しつつも、教育課程の策定に当たって相互の協力・連携を強化して、ある機関から別の機関への編入学を円滑なものとし、学生の流動性を高める。

## ③ 大学とグランゼコールの接近

大学とグランゼコールの教育課程の接近を図る（相互の教育課程の比較・対照を容易にするとともに、教育課程策定に当たって教育の接続に留意する）。これにより相互の学生の移動（進学、編入学）を促進するとともに、一部グランゼコールに比べて社会的評価の低い大学の地位を向上させ、特に大学で新しいメトリーズや博士学位を優秀な成績で取得した者に、政財官各界幹部職就職への門戸を開く（現在は、これらの職種は一部グランゼコール卒業生による独占状態に置かれている）。但し、これは、グランゼコールの教育水準を引き下げる意味するものではない。

アレーグル国民教育大臣は、同報告書を「興味深く、（様々な意見を包摂するという点で）巧妙である」と評している。また、「3-5-8」制という「新しい構造は、特に大きな障害にぶつかることもなく導入される」との見通しを示し、改革を通じて「大学とグランゼコールの間の学生の移動も促進され」、さらに欧州レベルでの学生の相互交流の増大への対応という観点からも、同報告書は評価できるとしている。

また、アタリ・レポートを受けて大規模な高等教育改革が導入されつつある中、1998 年 7 月には、アレーグル国民教育大臣と大学学長会議は、今後の大学改革の必要性とその基本方針について合意した。

その中で、アレーグル国民教育大臣と大学学長会議は、高等教育進学率が 50% を超えつつある現在、大学の役割も変化しつつあり、社会のニーズに応じた教育の提供や、生涯学習の理念に沿った市民の資質向上という観点から、大学改革を進めて行かなくてはならないとしている。

合意された基本方針は、

- ▽ 教育・研究条件の改善を通じた教員（特に若手教員）の教育・研究意欲の活性化、
- ▽ 地域住民に開かれた大学の運営、
- ▽ 大学とグランゼコールの間（大学第 1 期課程 2 年間とグランゼコール準備級 2 年間で取得の修了証など）、及びフランスと欧州諸国の高等教育機関の間での学位・職業免状の相互承認の促進、
- ▽ 中退者の多い大学第 1 期課程（入学後 2 年間）における教育方法の改善（少人数制授業など）、
- ▽ 卒業生の就職活動の支援とともに卒業後の大学における生涯学習の促進、

▽ 新しい職業や新規雇用の創出につながる研究（応用研究・開発研究）の支援、などである。

国民教育省と各大学は上記の方針に沿って改革を進め、国民教育大臣と大学学長会議は毎年その進捗状況についての報告書を作成・公表するとしている。

### （3）1999年高等教育改革

さらに、これらを背景にして、アレーグル国民教育大臣により1998年11月には1999年から本格的に着手する高等教育改革の全体案が提示された。

同案は、「3-5-8」制の導入（欧州諸国との教育段階区分の調和）、「学生福祉計画 Plan Social Etudiant」の導入（学生生活の向上支援）、「第三千年紀の大学（U3M：Université du 3ème Millénaire）」計画（大学の新增設）の3つの柱からなる。これらは、1999年秋の新学年からの実施を目指すものであるとされた。

各改革の柱の具体的な内容は以下の通りである。

#### ① 「3-5-8」制の導入

改革のポイントは2点あり、大学とグランゼコールの接近（グランゼコールを廃止するものではなく、両者の教育課程区分等の調整を進め、相互の学生の編入学を容易にする）を進め、この制度（「3-5-8」制：学士に相当するリサンス取得に3年、修士相当のマステール mastaire 取得に5年、博士取得に8年）の導入により欧州諸国との教育段階区分の調和を図るというものである。

なお、「3-5-8」制導入においては、混乱を避けるためにメトリーイズや研究深化学位（DEA）などの既存の課程・修了証は廃止せず、区分の仕方を見直し、必要な学位（マステール mastaire など）の新設を行う。その背景には、現在のメトリーイズ（maîtrise）は、語義上は修士（=マスター master）と相応するものであるが、メトリーイズ取得の標準年限が大学入学後通算4年と短いので、通算5年で取得する DEA レベルに新たにマステールを創設することにより、学士としてのリサンスと、修士としてのマステールの位置付けを明確にし、国際的評価受けやすくなることが主眼であると見られる。例えば DEA 取得者はマステールが与えられ、国内の労働市場に対しては従来通り DEA 取得者として就職活動等が可能である一方、対外的には修士レベルのマステール取得者として進学や就職が行えることになるものと期待されている。

#### ② 「学生福祉計画 Plan Social Etudiant」

1998年7月にすでに明らかにされた政策案であり、国・地方の給与奨学金の受給者数を増やすとともに、奨学金の単価を増額するものである。その際、奨学生の選抜基準の見直しを行い、優秀ではあるが経済的理由により就学に困難を來している学生への支援を優先する。さらに、学籍登録料や社会保障分担金（学生も一定の負担を追う）の支払い免除、学生寮の新增築なども計画している。なお、奨学金の充実については、すでに1998年度から、3~6%の範囲で単価の増額が実施されている。

### ③ 「第三千年紀の大学 (U3M : Université du 3ème Millénaire)」 計画

1988年に当時のジョスパン国民教育大臣(現首相)が起ち上げた政策プログラム「西暦2000年の大学 (Universités 2000)」計画の後を受ける形で策定・導入される政策プログラムで、「西暦2000年の大学」が主に地方都市における国立大学の新增設を進めたのに対し、「第三千年紀の大学」では、どちらかというとパリ首都圏を中心に大学の施設設備の拡充を図るものである。

この「第三千年紀の大学」計画は、そもそも、大学が大衆化する状況の中で高等教育へのアクセスにおける地域間格差を是正し、各大学の教育・研究の質を向上させ、国全体として高度産業社会に対応する人材育成を行うことを目的としていたものであった。

さらに、1997年7月に発表された2000~2006年の国土開発計画政府予算では、この計画の中で国立大学の新增設に7年間で150億 Franc を拠出することを明らかにしたが、ここで国土開発計画に組み込まれたことは、本来「第三千年紀の大学」計画が有していた地域間格差の問題も背景にあるとみられるが、「大学は、起業と産業拡大に向けた諸活動の中核的役割を果たす」(同首相)との理念の下、地域経済の「持続的発展」のための一つの柱として明確に位置付けられたことになる。

具体的な大学新增設は、地方における高等教育の重要な拠点としての整備の進むトゥールーズ、アミアン、ブザンソン、モンペリエの各アカデミー(大学区)を中心に行われるほか、1960~70年代に建築された全国各地の校舎の改築も行われる。また、財政的にも地域との連携が強く意識され、「西暦2000年の大学」計画の際にはほとんど地域圏(数県単位の地方自治体で、大学区と概ね一致)の財政参加がなかったが、今回は「第三千年紀の大学」計画全体の4分の1程度を地域圏が負担するとされている。

### (4) 国家教育政策の実行のシステムについて

以上のような国家高等教育政策を実行するシステムとしては、「契約政策 (la politique contractuelle)」とよばれるものがあり、これが国家教育政策と大学独自の計画との接合点になっていると考えられる。

「契約政策」とは大学は国と4年間の「契約 (contrat d'établissement)」を締結し、その契約に基づいて大学は運営を行い、国は財政支出等必要な支援をするものである。すなわち、この契約の当事者は大学と国の両方であり、それぞれの思惑を総合化した結果を、「契約」という形態で表しているものである。

以下、この契約政策について概説する。

#### ① 契約政策の背景

伝統的にフランスにおいては、「大学の自治」は主に理念的に存在してきたものである。フランスにおいて大学の自治というものは、中世的大学が有していたキリスト教会と国家との関係の中で発展してきた考え方であり、その考え方は近代大学以降にも通じているものであるが、中央集権的官僚統制の強いフランスの行政機構の中では、機関としての「大学」が自動的であ

ったとは必ずしもいえない。また、大学の内部においては、自治的な色彩の強い「学部(faculté)」によって構成されていたために、機関としての大学というものは弱い結合体でしかなかったものである。

1975年の学長会議における要望により、この「大学の自治」を確立するために大学と国とが「契約」を締結するという枠組みが構想され、高等教育法（1984年1月26日付け法）において、条文上この概念「大学は国との間に、研究・教育・資料収集の領域についての契約を結ぶことができる。」が規定されたものである。

契約政策は、「問題の中心に全学計画（projet d'établissement）の概念を組み込み、大学を国の真のパートナーとしてすることで、また高等教育・研究政策全体の当事者にすること」（アラン・アベキヤン、服部憲児訳「高等教育における評価と意思決定過程」、OECD）により、従来の中央集権主義・官僚主義を打破し、それぞれの大学が独自の政策を展開する手段を与えようとするものであり、国と大学との間に新たな関係を作り出すと同時に、大学の自治の概念に新たな意義を与えようとするものであると言われている。

## ② 契約政策の目的

契約政策の目的は、一つの機関としての大学の重要性を明示することである。前述したように、大学を構成する様々な組織・人（UFR、旧学部、コース、研究室、教員）が強い独立志向を有していたことから、フランスにおいては「大学」という制度的実体は弱いものであった。実際に研究予算について、CNRS（国立科学研究中心）などの研究機構から直接研究者グループやUFRに配分されたりすることによって大学全体の予算が明らかにならないという事態も生じていたのである。

このような状況において、契約政策が、全学計画の概念をその展開の中心に据え、大学の首脳陣に自ら大学を管理運営する機会と手段を与えることで、高等教育・研究全体の当事者として機関としての「大学」を発展させ、大学の自治の概念を革新するものであると考えられている。

## ③ 全学計画

全学計画は、契約政策の基礎となるものである。

大学は契約への準備のために全学計画を策定しなければならないとされている。この全学計画は、それぞれの大学の今後の発展の大筋を示すものであり、大学運営に安定性と継続性を与えるものである。なぜならば、全学計画は、網羅的な現状報告に基づく長期的な計画であり、大学の長期的戦略と長期的活動計画を示すものであるからである。したがって、国と交わされることになる契約期間の4年間を超えて、複数の契約期間にまたがることとなる。

大学は、全学計画によって、国と社会全体に対して、自らの将来像を示すことになるのであるが、ここで重要なことは、全学計画に対しては一切の国の関与がないということである。すなわち、大学は自らの現状分析に基づいて将来のあるべき姿を全学計画において提示するのであるが、この作業は大学が独自に行うものである。

しかしながら、全学計画は国の高等教育政策との関係を規定するものである。国は、例えば現在の高等教育政策の基本的枠組みである「西暦2000年の大学」計画及び「第三千年紀の大学」計画等に見られるように、高等教育を望むすべてのバカロレア取得者への大学へのアクセスという目標を掲げている。このほかにも、若年層の高い失業率を背景とした職業教育の強化や、中退率を引き下げるための第一課程の教育方法の改善（フランスでは約半数が入学後2年間の第一課程段階で中退している。）など、様々な高等教育政策を実現しようとしている。大学はこれらの国の高等教育全体の政策を横目でにらみながら、自らの全学計画を策定することになる。

まず全学計画の策定に先立って、網羅的な現状報告を作成することが必要である。この現状報告は、大学自身が大学の状況を厳密且つ網羅的に把握することで、それぞれの大学の長所・短所を明らかにすることを目的とするものである。

この現状報告は、実際のデータをもとに行われる事が通例であるが、国民教育省からは調査事項や報告様式等について雛形的なものは示されておらず、大学が自ら必要とする範囲において、アンケート調査やデータ収集を行うこととなっている。

(現状報告に記載される事項の例)

- ・課程・コース毎の学生数
- ・単位取得状況、学位取得状況（フランスでは約半数が入学後2年間の第一期課程段階で中退している。）
- ・就職状況
- ・学生の授業に対する満足度、その他の要望
- ・大学財政の状況
- ・課程・コース毎の教員の状況（教授、助教授等の別など）
- ・事務局の職員の状況

現状報告は、単なるデータの収集に留まるものではなく、収集されたデータの総合化することにより、それぞれのデータが意味するものを大学自身が総括し、意味づけを行うことが求められている。

次いで、現状報告をもとにして、「戦略・活動計画」が策定される。この戦略・活動計画においての中心的なテーマは教育政策であり、また大学という機関の管理運営の方向性である。

(戦略・活動計画に記載される事項の例)

教育政策領域

- ・教育計画
- ・学生の受け入れと指導計画
- ・教育内容の決定
- ・教育上の革新と実験
- ・コースの新設
- ・職業技術教育
- ・継続教育（生涯学習的なもの）

### 管理運営領域

- ・不動産管理
- ・学生生活の改善
- ・学生管理
- ・学内人的資源の活用
- ・財務及び会計管理の革新
- ・国際交流
- ・大学の周辺地域への開放活動

### ④ 契約 (contrat d'établissement)

「契約」は、一般に長期的である全学計画の実現を目指すための段階的な「中期計画」であると考えられる。

大学は国との間に「契約」を締結するが、この契約期間は4年間である。4年ごとに同様のプロセスによってこの契約は更新されることとなる。契約に盛り込まれる項目は、継続教育を含めた教育全般、教員養成教育、文献整備、国際交流、大学における教育内容、大学に付属する機関の新設、学生の学習及び生活条件の改善等の非常に広範な領域にわたるものである。

国は契約を通して、大学が特に第一期課程における学生の受け入れ、情報提供、指導、様々な形の成績不振への対策に関する多様な教育政策を展開することを奨励しようとしたものであるが、これらは従来「予算配分」というプロセスにより半ば一方的に大学に対して示されていたものである。これが契約政策により、少なくとも、大学が国とが協議あるいは対話することによって双方が合意をすることができるようになったと考えられている。契約は、国のですべての高等教育政策について、義務的にそれを取り入れなければならないわけではなく、また一方で、それを確実に実施するようなものとすることも可能である。

また、大学の全学計画に対しては、国は「選択的に」支援を行うことができるという点で、大学と国との関係は互いに対等に、また距離を置いたものとなったと考えられる。

この契約に基づいて、国民教育省は契約の内容を実現するために必要とされる教職員の配置などを行うこととなる。

契約は、その4年間の契約期間における大学教員のポストの新設を交渉し、決定づける行為である。高等教育における教員の果たす役割を考慮すれば、何人の教員が配置されるかは全学計画を達成するための一つの大きな要素である。また大学教員の大学の入件費総額は約75%にも上ることから、大学の予算にも大きな影響を与えるものである。具体的には、新設を認められる教員のポスト数は教育分野毎の学生数や学生教員比率の状況や今後の予想などをもとに決められる。

もちろん、フランスでは毎年の予算は「財政法」として国会の議決により決められるものであることから、契約に記載された大学教官のポストの数は不確定なものであり、必ず保証されているものでもない。しかしながら、計画的な大学教官の採用がある程度可能になるという点で大いに評価されるものである。

また、契約は大学の施設整備計画にも関わり、大学の建物や設備の維持管理経費及び契約を定めるものである。

この契約による予算配分については、90年代初めには最初の契約期間が終了しているが、この契約による予算配分は、当初5%から近年10%までに伸びており（大学により異なる。理科系大学のほうが、契約による予算配分財源の占める割合は大きい）、国民教育省はもとより、各大学も契約による予算配分方式の進展を前提としている。（例えば、文科系大学であるパリ第4大学は、補助金45.4%（国：37.6%，欧州連合：2.1%，地方政府：2.8%，その他2.8%）、独自収入54.6%（学籍登録料：22.7%，継続教育：3.7%，研究契約：0.8%，その他27.4%）によって収入を得ているが（加算の結果が食い違うものがあるが、数値は原資料による）、この数字の現状、契約の中身、その評価の仕方（法では全国大学評価委員会（CNE）によってなされることになっているが、実際はそうではない。）についての詳細は明らかになっていない。）

## 5. 国（政府・議会）による大学管理

### （1）大学教員の人事

大学教員は国家公務員である。

大学の教員組織は、教授（professeur）と助教授（maître de conférences）により構成されているほか、各種の非常勤講師が採用されている。

その任用方法については、政令（1984年6月6日付け大学教員の任用に関する政令）によつて規定されているが、概ね、全国大学審議会（Conseil national des universités）による適格者審査と、各大学による学内審査の二段階の審査となっている。

#### ① 全国大学審議会による適格者審査

全国大学審議会は、教授職有資格者リスト（liste de qualification aux fonctions de professeur des universités）又は助教授職有資格者リスト（liste de qualification aux fonctions de maître de conférences）への登録を希望する者から提出された書類等をもとに審査を行い、適格と認められた者についてアルファベット順にリストに記載し、これを公表する。

この審査を受けるための基本的な要件としては、教授については、原則として研究指導者資格（habilitation à diriger des recherches。博士号以上の資格とされており、研究業績等の審査によって各大学が授与する。）を保有していることが必要であるとされており、また助教授については博士号（doctorat）又は研究指導者資格を取得していることが求められているが、これら以外にも同等の学位を有する者や教育研究機関での一定年数以上の経験を有する者などについても、応募することが認められている。

## ② 各大学による審査（学内審査）

教授又は助教授を募集する大学、専攻領域及び募集人員等は、省令により告示される。以下は1999年9月19日付け省令によって公示された公法学分野の助教授ポストの募集状況である。これによれば公法学の領域では、全国で6人の募集があることとなっており、同省令では以下、47の学問領域毎に1人から15人までの募集がされている。

(例) 2e section : Droit public (公法学)

Université Paris-VIII : Administration économique et sociale, développement social et droit:

0914 (パリ第8大学、経済社会管理領域、社会開発と法)

Université Paris-XIII : 0562 (パリ第13大学)

Université Lyon-II : 0588 (リヨン第2大学)

Université Paris-I : Finances publiques, droit fiscal : 0441 (パリ第1大学、公財政、財政法)

Université de Brest : 0545 (ブレスト大学)

Université Strasbourg-III : 0350 (ストラスブル第3大学)

上記の教授職有資格者リスト又は助教授職有資格者リストに登録された者は、各大学の教授又は助教授募集にそれぞれ自ら応募する。

各大学においては、学内に教授又は助教授採用審査のための委員会（専門家委員会、commission de spécialistes）を設置し、審査を行う。この審査はまず、それぞれの応募者について2名の委員が資格や業績について行う書面審査が行われ。次いで、専門家委員会の4人以上の委員で構成する小委員会（場合によっては専門家委員会本体で行う。）で面接審査を行い、一つのポストに対して最大5人までの候補者を選出し、順位を付けて、各大学の管理評議会に報告する。

管理評議会は、候補者のうちから（但し、専門家委員会の報告に記載された候補者をすべて拒否することも可能であるとされている。）第一候補のみ、又は第二候補以下も含めて、国民教育大臣に上申する。

この上申を受け、教授については大統領が任命を行い、助教授については国民教育大臣が任命する。（但し、任命をしないこともできることとされ、その場合には改めて学内手続を行うこととなる。）

また、教授及び助教授の給与体系は国が定めるところによる。その俸給表は日本におけるそれと同様に「級」と「号」によって定められており、号が上がるための必要な年数がそれぞれ定められている。また、級が上がるためには、各大学の管理評議会の決定が必要であるとされており、各大学に認められた昇格数の中で、昇格させる教員を決定することになる。

## (2) 大学及び学部の設置について

大学は、国家高等教育及び研究審議会の答申を受けた後、政令 (décret) により設立されるととされている。(1984年高等教育法第21条)

Art. 21.- Les établissements publics à caractère scientifique, culturel et professionnel sont créés par décret après avis du conseil national de l'enseignement supérieur et de la recherche.

以下は1999年5月19日付け政令で設立されたポリネジー・フランセーズ大学とヌーベル・カレドニー大学の設立を規定した政令 (Décret no.99-445 du 31 mai 1999 portant création de l'université de la Polynésie française et de l'université de la Nouvelle-Calédonie) である。これらは従来パシフィック大学附属の教育センターとして置かれていたものを、正式の大学として設立したものである。

Art. 1er. - Il est créé, en Nouvelle-Calédonie, un établissement public à caractère scientifique, culturel et professionnel qui prend le nom d'université de la Nouvelle-Calédonie. Les activités exercées par le centre universitaire de Nouvelle-Calédonie de l'université française du Pacifique sont transférées avec leur mode d'organisation à l'université de la Nouvelle-Calédonie.

Art. 2. - Il est créé, dans le territoire de la Polynésie française, un établissement public à caractère scientifique, culturel et professionnel qui prend le nom d'université de la Polynésie française. Les activités exercées par le centre universitaire de Polynésie française de l'université française du Pacifique sont transférées avec leur mode d'organisation à l'université de la Polynésie française.

また、大学に付属して設置される教育課程（例：IUP, IUTなど大学の教育課程から一応独立しているもの）については、国家高等教育及び研究審議会の答申の後、政令により設立されるととされている。(高等教育法第25条)

UFR (Unités de formation et de recherche : 教育研究ユニテ。学部と訳される場合もあるが実質的には学部と学科の中間的な領域ごとに置かれている。) は、国民教育を担当する大臣（現在は国民教育研究技術大臣）による省令 (arrêté) の規定によって設置されることとなっている。(高等教育法第25条)

## (3) 授業料

フランスにおいては、「すべての教育は無償である」(共和国憲法)との規定により、授業料を徴収することはできないとされてきた。しかしながら、高等教育を受ける人数の著しい増大とともに、入学時に大学に納める「学籍登録料 (droits d'inscription)」という名目で実質的な授業料的なものを徴収している。例えば大学一般教育修了証 (DEUG) 取得課程やリサヌス (licence) 以上の文系諸課程で年額 824 フラン、メトリー (maîtrise) 以上の技術・職業系課程、あるいは

博士課程（全専攻）で 1504 フラン、医歯薬の各課程で 1997 フラン（いずれも 1999 年度）などとなっている。

しかしながら、各大学は独自に授業料以外の経費を学生から徴収することはできないと考えられる。

#### （4）学生定員

フランスの大学においては、バカロレア取得者で大学への入学を希望するものは原則として無試験で受け入れなければならないこととされており、「定員」というものはない。

大学では、施設設備や教員組織等の制約から適正な規模の人数というものが必然的に生じることとなるが、実際の学生数はこれらの「定員」に左右されることではなく、大学への入学を希望するものはバカロレア取得者であれば誰でも入学させているのが実情である。したがって、物理的に収容することが不可能なレベルまで学生数が過大なものとなっている大学も存在しており、周辺の高等学校の教室を借りて授業を行っているような例も見られる。また教員組織も学生数に十分に対応したものとなっておらず、大学の第一期課程における学生と教員の接点の少なさは常に批判されているところである。

（文責：石村雅雄、松坂浩史、坂井一成）

